

中東知的財産ニュースレター Vol. 107

詐欺または悪意による商標出願に対する措置： アラブ首長国連邦およびサウジアラビア

はじめに

このニュースレターは、アラブ首長国連邦およびサウジアラビアにおいて詐欺または悪意 (bad faith) による商標出願に対処する際に利用可能な法的手段を示したものであり、それぞれの法域がこのような出願を審査過程でどのように処理しているかを説明し、出願または登録の後で権利者が利用できる救済手段を明らかにすることを主目的としている。これらの対策措置が実際にどのように機能するかを知っていただくため、各国の商標制度の概要を示す項目を設けて商標に関わる手続の流れを解説している。

アラブ首長国連邦

1. 商標制度の概要

先願主義の原則

アラブ首長国連邦 (UAE) は先願主義の商標制度を採用している。「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」 (Federal Decree-Law No. (36) of 2021 on Trademarks¹; 以下「UAE 商標法」という) に基づき、商標権は登録を通じて取得され、登録人は当該商標の合法的な所有者と見なされる (第 18 条(1))。ただし、悪意による商標登録が立証された場合、商標権に対して異議を申し立てることができる。

マルチクラス出願

UAE 商標法はマルチクラス出願を認めており、1 件の出願によって一または複数の区分に属する商品または役務を指定することが可能である (第 8 条)。

出願ルート

UAE における商標保護は、以下の 2 つのルートを通じて取得することができる。

- UAE 商標法 (第 6 条および第 7 条) に従って UAE 経済省 (UAE Ministry of Economy) に直接出願する。
- UAE がマドリッド協定議定書 (マドリッド・プロトコル) に加入した後、同議定書に基づき国際登録出願をする。

UAE に適用される広域商標登録制度は存在しない。

商標権の存続期間

¹ <https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535/download>

登録商標の保護期間は出願日から 10 年であり、その満了後はさらに連続 10 年の期間につき無制限に更新が可能である（UAE 商標法第 21 条）。

審査

UAE 商標局(UAE Trademark Office)は商標に関する実体審査を実施する(UAE 商標法第 12 条)。審査内容には以下の要素が含まれる。

- 識別力の欠如、紛らわしい商標、公序良俗違反などの絶対的拒絶理由（第 3 条）
- 先行登録商標や周知商標との抵触などの相対的拒絶理由（第 3 条および第 4 条）

詐欺または悪意による出願の処理

「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」（Federal Decree-Law No. (36) of 2021 on Trademarks ; 以下「商標法」という）の第 12 条(3)は以下のように規定している：「本法および施行規則に定める条件が満たされていることを前提として、出願日から 90 日の期限内に登録出願に関する決定を下すものとする」。

「2022 年閣議決定第 57 号」（Cabinet Resolution No. (57) of 2022² ; 以下「施行規則」という）(the “Executive Regulations”)には商標出願の審査過程を列挙し、以下のように規定している。

「1. 主務官庁は登録出願を審査し、出願された商標がすでに登録されている商標と同一の商標または紛らわしい商標ではなく、かつ、本邦の商標法および本施行規則の規定に違反していないことを確認するものとする；経済省は、出願が商標法および本施行規則に規定された条件および手続を満たしている場合には当該出願を承認することにより、出願が前記の条件および手続に合致していない場合には当該出願を拒絶するか、一定の条件または補正が完了するまで承認を保留することにより、出願に関する自らの決定を示すものとする。

2. 主務官庁は、現代的な電気通信手段によって自らの決定を出願人に通知するか、出願の承認に必要な条件または文書に関する要件の遵守または必要な補正の実行を出願人に要求するものとする。

3. 主務官庁の決定が出願人に通知された日から 30 日以内に出願人が当局の決定に応答しない場合、その者は自らの出願を放棄したものと見なされる。

4. 出願が承認された場合、出願人または同人の代理人は、所定の公告料を支払うものとする。

5. 当局の決定により商標の登録が拒絶された場合、または登録の承認に一定の条件が課されるか補正を前提として登録が承認された場合、出願人または登録代理人は、当局の決定が自らに通知された日から 30 日以内に、不服審査委員会に異議を申し立てることができる。」

商標法および同法施行規則を一読した限りでは、審査段階において「悪意」（bad faith）が単独で職権による拒絶の理由となる旨が明示的に規定されているわけではない。経済省は主として商標法第 3 条に従って出願を審査する。同条の規定は商標として登録しえない標章を列挙しているが、それには以下のようなものが含まれる。

² <https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1562/download>

- 1- 権利者の同意なしに他人の権利（名称、写真、ロゴ等）を侵害する標章（第3条(7)）
- 2- 商品の供給元または出所に関して公衆の誤認を惹起する可能性がある標章（第3条(9)）
- 3- 周知商標の翻訳または模倣に該当する標章（第3条(13)および(14)）

ある標章が周知商標の模倣であるか公衆の誤認を惹起する恐れがあると審査官が判断した場合、その標章は上記の規定に基づいて登録を拒絶される。

2. 商標調査の方法

UAE 商標法第 54 条に従い、UAE 経済省は公式のオンライン商標データベースへのアクセスを提供している。

- **ウェブサイト**：UAE 経済省 – 商標検索ポータル³
- **提供される情報**：
 - 出願と登録の現状（審査中、登録済み、拒絶、登録抹消）
 - 出願番号および登録番号
 - 商標の表現
 - 区分（一または複数）
 - 出願人名
- **サポートされている言語**：アラビア語および英語
- **検索機能**：
 - キーワード検索
 - 区分による検索
 - 出願人名による検索

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

(1) 商標局への情報提供

商標の公告前に第三者が審査官に「情報提供」（observations）を提出しようとしても、そのための正式な手続が商標法には規定されていない。第三者が手続に介入するための主な法的手段は、商標登録が承認され、商標が公告された後で正規の異議申立手続に訴えることである。

(2) 異議申立手続

概説

³ <https://www.moet.gov.ae/en/publications1>

商標出願が経済省によって承認されると、公告料の支払後に商標の公告が行われる。第三者はこの公告期間中に登録に対し異議を申し立てることができる。商標の公告と異議申立審理は商標法の第15条および16条に以下のように規定されている。

「第15条：

1. 経済省が商標の登録出願を承認した場合、同省は、本法の施行規則に定める手続に従い、登録の前に登録出願人の費用負担において登録予定の商標を同省の公報上で公告するものとする。この公告は、商標登録に対する異議申立の期限を示すものとなる。

2. それぞれの利害関係人は、公告日から30日以内に、本法の施行規則に規定された手続と手段に従い、当該商標の登録に対する異議申立書を経済省に提出することができる。」

「第16条：経済省に提出された異議申立書に関する決定を下す際に同省が適用する手続は、本法の施行規則に規定されるものとする。不服申立および上訴に関して本法の第13条に示した規定は、異議申立を却下する旨の経済省の決定には適用されない。異議申立却下の決定に対する不服申立や上訴の結果として、商標登録手続が一時停止されることはない。ただし、主務官庁が異議申立を考慮して商標登録を指示した決定の実行を一時停止する旨を決定した場合はこの限りではない。」

さらに、施行規則の第7条にも、異議申立手続に関する一連の規定が示されている。

「1. 経済省が刊行する公報上で登録予定の商標が公告された日から30日以内に、あらゆる利害関係人は、所定の料金を支払った上で、主務官庁のeサービスを通じて正当な異議申立書を提出することができる。

2. 主務官庁は、異議申立書が提出されてから30日以内に、異議申立書の写しを出願人に送付するものとする。

3. 出願人は、異議申立の通知を受けた日から30日以内に、異議申立に対する答弁書を主務官庁に提出するものとする。答弁書が提出されない場合、出願人は自らの出願を放棄したものと見なされる。

4. 異議申立の当事者双方の関係書類および通知書を提出させるため、主務官庁は、自らが適当と見なした任意の時期に口頭審理の日程を定めるものとする。

5. 口頭審理への参加を希望する者は、所定の料金を支払うものとする。

6. 主務官庁は理由を附記した決定を発行し、その決定に当局が必要と見なした制限および要件を付して当事者双方に通知するものとする。

7. 異議申立に関する主務官庁の決定に不服がある場合、その決定が通知された日から30日以内に、不服審査委員会に対し不服を申し立てることができる。」

管轄当局

UAE 経済省 – 商標局

申立適格者

商標法の第 15 条(2)および同法施行規則の第 7 条(1)によれば、利害関係人は公告された商標に対して異議申立書を提出することができる。

時間的な制限

商標法の第 15 条(2)および同法施行規則の第 7 条(1)によれば、異議申立書の提出は、商標が公報上で公告された日から 30 日以内に行わなければならない。

申立の理由

特定の標章が商標法の第 3 条により登録が禁じられるカテゴリー（識別力の欠如、公序良俗違反、公衆の誤認を惹起する恐れ）および第 4 条に定めるカテゴリー（有名商標/周知商標の侵害）に該当する場合、異議申立の理由は法定拒絶理由と同じである。公告された商標に対する異議申立の主な理由としては、登録または使用を通じて取得された先使用权、有名商標/周知商標の侵害、悪意による出願（誤認惹起または権利侵害による登録禁止の場合に暗黙裡に想定される）である。

上訴の手順

異議申立に関する経済省の決定に不服がある場合、決定が通知された日から 30 日以内に商標不服審査委員会 (Trademarks Grievances Committee) に対し不服を申し立てることができる (第 13 条)。不服審査委員会の決定に不服がある場合、30 日以内に連邦控訴裁判所 (Federal Court of Appeal) に上訴を提起することができる (第 13 条)。

その他の関連情報

悪意は独立した異議申立理由として明示的に示されていないが、既存の権利の存在または出願された商標が周知商標の模倣であるという事実を事前に知っていたことを示す証拠を通じて、間接的に悪意を主張することが可能である。

(3) 無効手続

概説

商標法に違反して不正に承認された登録や、周知商標を侵害する登録については、商標登録の取消を求める請求を提起することができる。悪意は取消理由として明示的に規定されていないが、先使用权や周知商標の侵害に基づく商標の登録取消に適用される 5 年の除斥期間の経過によって請求権が消滅するのを避けるため、申立を裏づける主張として悪意を援用することができる。さらに、誤認惹起の恐れのある商標の登録禁止は、悪意により出願された商標の登録を禁じるものと解釈することも可能である。

管轄当局

経済省または管轄の民事裁判所（紛争の性格と段階によって異なる）。商標法第 24 条は、登録取消の権限を経済省に与えている。

申立適格者

UAE 経済省 – 商標局または利害関係人

時間的な制限

一般に登録から 5 年以内（第 18 条(2)）。登録が悪意により取得された場合には期限は存在しない（第 18 条(1)および第 24 条(2)）。

申立の理由

商標法第 3 条および第 18 条（絶対的拒絶理由または登録または使用により獲得された先使用权）に基づき、当該商標は本来登録されるべきではなかったこと。悪意による登録（5 年の除斥期間の例外規定として特に第 18 条に明記されている）。

上訴の手順

取消に関する経済省の決定に不服がある場合、不服審査委員会に対する不服申立を行うことができ、さらに不服がある場合には連邦控訴裁判所に上訴を提起することができる（第 24 条(7)）。

(4) 不使用による取消手続

概説

連続 5 年間にわたって商標が使用されていない場合、商標登録が取り消されることがある。

管轄当局

UAE 経済省 – 商標局

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

連続 5 年間の不使用があった後。正当な理由なく連続 5 年間にわたって商標が使用されなかった場合（第 24 条(3)）。

その他の関連情報

不正な商標登録が絡んだ訴訟においては、登録の無効を求める申立と並行して、不使用による登録取消を求める申立が提起されることがしばしばある。経済省の決定に不服がある場合には不服審査委員会に対する不服申立を行うことができ、さらに不服がある場合には連邦控訴裁判所に上訴を提起することができる。

(5) 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

概説

商標不服審査委員会 (Trademarks Grievances Committee) は経済省の内部に設置された専門の審判機関であり、同省の決定 (登録の拒絶、異議申立、取消など) を不服として提起された申立の審理を担当する。

管轄当局

商標不服審査委員会 (裁判官を議長とする)。

法的根拠

「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」の第 14 条

その他の関連情報

商標不服審査委員会は、連邦控訴裁判所への事件の移送が可能になる前の、第 1 段階の上訴の審理を委任された機関として機能している。

サウジアラビア

1. 商標制度の概要

先願主義の原則

2014年5月25日付勅令 M/51号 (Royal Decree No. M/51 of 25 May 2014⁴) により国内で施行された湾岸協力会議統一商標法 (Trademark Law of the States of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf ; 以下「GCC 商標法」という) に基づき、サウジアラビアは先願主義の制度を採用している。商標権は登録を通じて取得され、登録が善意で行われた場合には、登録人は当該商標の合法的な所有者と見なされる (第7条(1))。

商標登録が悪意によって行われた場合、その登録または使用にかかわらず、商標権に対して異議を申し立てることができる。

マルチクラス出願

GCC 商標法はマルチクラス出願を認めていないため、1件の出願によって指定できる区分は一つのみである。

出願ルート

サウジアラビアにおける商標保護は、以下のルートを通じて取得することができる。

- GCC 商標法 (第5条および第8条) に従ってサウジアラビア知的財産総局 (Saudi Authority for Intellectual Property ; SAIP) に直接出願する。

サウジアラビアはマドリッド協定議定書に加入しているが、今日に至るまでサウジアラビアに適用される広域的な商標登録制度はなく、同議定書に基づく出願ルートも存在しない。

商標権の存続期間

登録商標の保護期間はヒジュラ暦 (イスラム圏の暦法) で出願日から10年であり (ヒジュラ暦は太陰暦であるため、グレゴリオ暦に換算するとおよそ9年と8か月に相当する)、その満了後はさらに連続10年の期間につき更新が可能である (第20条)。

審査

SAIP は商標に関する実体審査を実施する。審査内容には以下の要素が含まれる。

- 識別力の欠如、紛らわしい商標、公序良俗違反などの絶対的拒絶理由 (第3条)
- 先行出願商標または登録商標、および周知商標との抵触などの相対的拒絶理由 (第3条および第4条)

詐欺または悪意による出願の処理

⁴ <https://laws.boe.gov.sa/Files/Download/?attId=ca43dc49-dc74-4135-812b-adbb0123a629>

GCC 商標法は独立した概念として「悪意」(bad faith)を定義していないが、いくつかの規定を通じて詐欺または悪意による出願に対処している。

第7条(1)に基づき、登録を通じて取得された商標権が保護されるのは、当該商標が善意で登録された場合のみである。さらに、先行商標または周知商標の模倣、翻訳、複製が絡んだ出願は、第3条および第4条に従って審査の過程で拒絶されることがある。また、GCC 商標法第22条に基づく取消審判や管轄裁判所での訴訟においても、悪意の存在が主張されることがある。

2. 商標調査の方法

サウジアラビアは、サウジアラビア知的財産総局(SAIP)が管理している公式のオンライン商標データベースへのアクセスを提供している。

- **ウェブサイト**：SAIP 商標検索ポータル⁵
- **提供される情報**：
 - 出願と登録の現状(審査中、登録済み、拒絶、登録抹消)
 - 出願番号および登録番号
 - 商標の表現
 - 区分(一または複数)
 - 出願人名
- **サポートされている言語**：アラビア語および英語
- **検索機能**：
 - キーワード検索
 - 区分による検索
 - 出願人名による検索

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

(1) 商標局への情報提供

第三者が審査の段階で情報提供を提出するための正式な手続がGCC 商標法には規定されていない。したがって、詐欺または悪意による出願に反対しようとする者は、異議申立手続または登録後の手続を通じて対処しなければならない。

(2) 異議申立手続

概説

登録を認められた商標出願は公告され、異議申立の対象となる。

管轄当局

⁵ <https://ipgazette.saip.gov.sa/publication>

サウジアラビア知的財産総局 (SAIP)

申立適格者

あらゆる関係者または利害関係人

時間的な制限

異議申立は、公告日から 60 日以内に行わなければならない (第 14 条(2))。

申立の理由

- 先に出願または登録された商標との抵触
- 混同可能性
- 周知商標の侵害 (第 3 条および第 4 条)

上訴の手順

当局の決定が通知された日から 30 日以内に、管轄裁判所に上訴を提起することができる (第 15 条(3))。

その他の関連情報

悪意は独立した異議申立理由として明示的に示されていないが、既存の権利の存在または出願された商標が周知商標の模倣であるという事実を事前に知っていたことまたは出願時の行為に不正があったことを示す証拠を通じて、間接的に悪意を主張することが可能である。

(3) 無効手続

概説

商標が違法に登録されたと認定された場合、商標登録が無効化されることがある。

管轄当局

サウジアラビア商事裁判所

申立適格者

利害関係人または管轄当局

時間的な制限

悪意が立証された場合を除き、無効訴訟を提起できる期間は登録日から 5 年以内である (第 7 条(1)および第 22 条)。

申立の理由

- 第 3 条または第 4 条に違反する登録。

- 悪意により取得された登録。

上訴の手順

第一審裁判所の書面判決の通知から 30 日以内に、商法に従いその判決を不服とする上訴を提起することができる。

(4) 不使用による取消手続

概説

商標の真正な使用（商取引における出所表示という本来の目的での使用）がなされていない場合、その商標の登録が取り消されることがある。

管轄当局

サウジアラビア商事裁判所

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

正当な理由なく連続 5 年間にわたって商標が使用されなかった時点で不使用が成立する（第 24 条）。

(5) 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

民事上の救済に加えて、GCC 商標法は一定の悪意による行為を犯罪としている。第 42 条(A)(2)に基づき、他人の商標を悪意で表示または使用する行為は犯罪を構成し、禁錮刑および/または罰金刑の対象となる。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 107

[著者]

Saba Intellectual Property

SABA
INTELLECTUAL
PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2026年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。